



課 資 8 - 8  
令和4年3月31日

日本税理士会連合会  
会 長 神津 信一 殿

国税庁課税部資産課税課長  
西野 享太郎

### 相続税e-Taxにおける光ディスク等による添付書類の提出方法の拡充に 関する周知について（依頼）

平素から税務行政につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）」に基づき策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和3年10月18日公表）では、令和5年度の相続税のe-Tax利用率の目標値を40%（令和2年度の実績値は14.4%）に設定しています。国税庁では、今後、この目標の達成に向けて、税理士等の皆様において相続税e-Taxを積極的に御利用いただくことが重要であると考えています。

そこで、相続税e-Taxを円滑に御利用いただくための利便性向上策として、令和4年4月1日以後、光ディスク又は磁気ディスク（以下「光ディスク等」という。）による添付書類の提出が可能となるよう、国税庁告示を改正しました。

貴会におかれましては、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に下記の事項を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

##### 1 添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項

相続税e-Taxにおける添付書類の提出方法の拡充に伴い、制度の概要や光ディスク等による提出に当たっての留意事項をe-Taxホームページに掲載しています。

特に、税務署では、e-Taxにより送信された相続税の申告書と提出された光ディスク等を突合し、添付書類の内容を確認する必要がありますので、光ディスク等により添付書類を提出する際には、留意事項に記載の項目のうち、「受付番号等情報. CSV」の作成やラベル面への所定項目の記載などについては必ず御確認いただいた上で、御提出いただきますようお願いいたします。

掲 載 情 報	掲 載 場 所
e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充（概要）	《e-Taxホームページ》 ホーム > 利用可能手続一覧 > 相続税申告 > <a href="#">e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充（概要）</a>
e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項	《e-Taxホームページ》 ホーム > 利用可能手続一覧 > 相続税申告 > <a href="#">e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項</a>

## 2 メッセージボックスを通じた相続税e-Taxの利用勧奨

過去1年以内に代理送信を行ったことのある税理士の皆様（※）に対して、メッセージボックスに相続税e-Taxにおける添付書類の提出方法の拡充についてのお知らせを令和4年4月18日（月）に送信することを予定しています。

※ 送信データに国税庁の保有情報を紐付けることのできた方に限ります。

連絡先：国税庁課税部資産課税課 電 話：03-3581-4161 担 当：十見（内線3317）
---

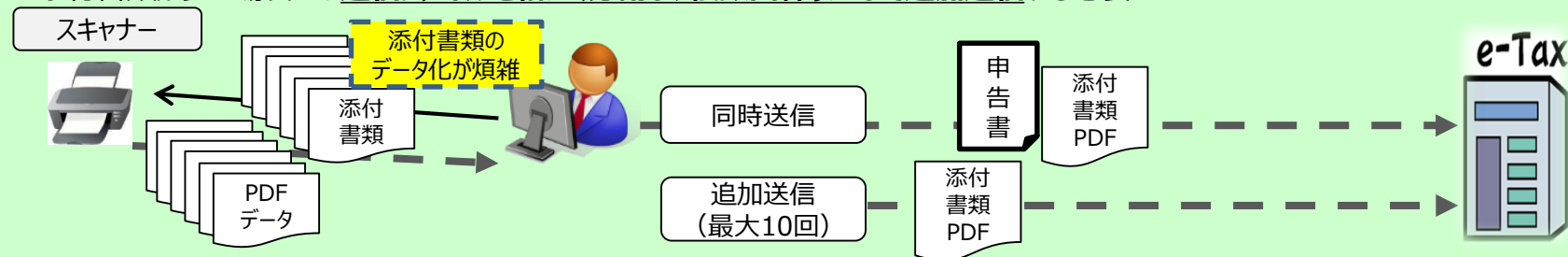
# e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充（概要）

## 概要

相続税の申告書をe-Taxにより提出する場合、添付書類については、イメージデータ（PDF形式）による送信、又は書面による別送に限られていました。相続税においては、申告書に添付いただいている書類が多いため、**必要に応じて光ディスク又は磁気ディスク（以下「光ディスク等」という。）**により添付書類を提出できるよう、提出方法を拡充し、利便性の向上を図ります。

## これまで

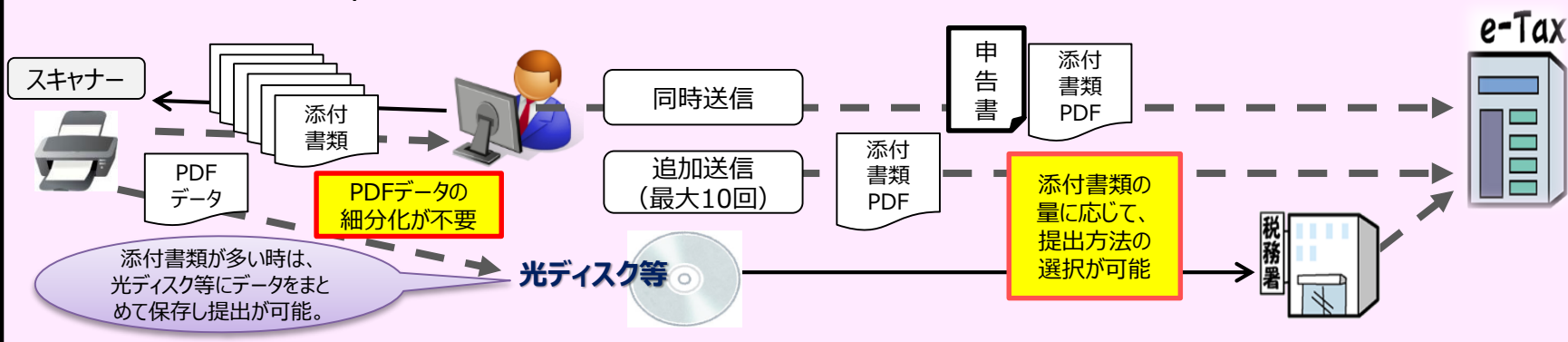
- 添付書類は、スキャナー等により「イメージデータ（PDF形式）」に変換することで送信可能。
- イメージデータの送信可能容量は、**最大11回の送信で1回当たり8.0MB、最大88.0MB**。
- 添付書類が多い場合は、**送信ファイルを細かく分割し、複数回繰り返して追加送信**する必要。



## 令和4年4月1日から

※令和4年4月1日以後に行う相続税e-Taxによる申告手続

- 添付書類については、イメージデータの送信によるほか、光ディスク等による提出を可能とし、その提出方法を拡充。
- 光ディスク等1枚当たり1,000ファイルまで、1ファイル当たり50MBまで保存可能。**



# e-Taxによる相続税申告の添付書類の 光ディスク等による提出に当たっての留意事項

令和4年4月1日以後のe-Taxによる相続税申告の添付書類については、光ディスク又は磁気ディスク（以下「光ディスク等」といいます。）により提出することができます。

光ディスク等による提出に当たっては、次の(1)から(9)までに留意してください。

なお、光ディスク等は正本のみ提出してください（副本の提出は不要です。）。

また、提出された光ディスク等の返却は行いません。

## (1) e-Taxによる申告

光ディスク等の提出は、e-Taxによる相続税申告の添付書類についてのみ行うことができます。

## (2) 提出可能な添付書類及びデータ形式

提出可能な添付書類及びデータ形式は、次のとおりです。

なお、下記の添付書類及びデータ形式以外のデータを提出した場合は、内容確認や提出可能なデータ形式による再提出の依頼をすることがあります。

- ① 相続税申告に係る添付書類（イメージデータ（PDF形式））
  - ② 相続税の申告書のうち、e-Taxによる提出ができないもの（イメージデータ（PDF形式））
- （注）添付書類と申告書はファイルを分けて保存してください。

## (3) 提出可能な光ディスク等

提出可能な光ディスク等は、次のとおりです。

種類	サイズ	規格	記憶容量	フォーマット
DVD	12cm	DVD-R	片面4.7GB	ISO9660 (Level2) /Joliet
CD	12cm	CD-R	650MB又は700MB	

種類	サイズ	規格	記憶容量	フォーマット
FD	3.5インチ	2HD	1.44MB	Windows/MS-DOS (FAT形式)
MO	3.5インチ	ISO/IEC13963 又は ISO/IEC15041	230MB又は64 0MB	

#### (4) 提出する添付書類に設定すべきファイル名及び共通留意事項

提出する添付書類に設定すべきファイル名及び共通留意事項は、次のとおりです。

なお、設定すべきファイル名に誤りがある又は共通留意事項の要件を満たしていない場合は、内容確認や再提出の依頼をすることがあります。

##### 【提出する添付書類に設定すべきファイル名】

添付書類の種類	設定すべきファイル名
相続税申告に係る添付書類	申告書添付書類 (※) 複数のファイルに分けて保存する場合は、任意の名称を設定してください。 (例) 「申告書添付書類_戸籍の謄本」
相続税の申告書のうち、e-Taxによる提出ができないもの	提出する申告書の名称 (例) 申告書第1表の付表3 など

##### 【共通留意事項】

- 設定すべきファイル名について
  - イ 全角及び半角を問わず、拡張子「.csv」又は「.pdf」を含め125文字以内としてください。
  - ロ e-Taxで利用可能な文字を使用してください。  
なお、e-Taxで利用可能な文字は [こちら](#) PDF からご確認できます。使用できない文字については網掛け表示をしていますので、利用者の判断により代替文字を選択していただくことになります。
  - ハ 「¥」、「/」、「:」、「\*」、「?」、「"」、「<」、「>」、「|」、タブ、改行を使用しないでください。
- その他
  - イ 1枚の光ディスク等に同一名のファイルは、保存しないでください。
  - ロ イメージデータ (PDF形式) は、解像度が200dpi相当以上かつ赤色、緑色及び青色の階調が256階調以上 (24ビットカラー) であることを確認してください。

#### (5) 光ディスク等に保存するファイル数等の制限

光ディスク等に保存するファイル数は、1枚当たり1,000ファイルまでとしてください。

また、1ファイル当たりのデータ容量は50MBまでとし、データ容量の上限を超える場合は、適宜、ファイルを分割するなどしてください。

#### (6) 「受付番号等情報.csv」の作成及び光ディスク等への保存方法

光ディスク等を提出する際は、提出する添付書類データとともに「受付番号等情報.CSV」を保存していただく必要があります。

なお、「受付番号等情報.CSV」とは、光ディスク等に保存した添付書類データと送信した申告書データを紐付けるために、送信した申告書データの「受付番号」及び「利用者識別番号」を記録したCSVファイルのことを言います。

作成方法等については「[受付番号等情報.CSV作成方法](#) PDF」に掲載しておりますのでご確認ください。

また、光ディスク等に保存する添付書類データの暗号化は不要です。

#### (7) 光ディスク等のラベル面への所定項目の記載

---

光ディスク等のラベル面に次の項目を記載してください。

- 被相続人氏名
  - 所轄税務署名
  - 相続開始年月日
  - 「相続税申告書添付書類」の文言
- (注) 1枚の光ディスク等に複数の被相続人の添付書類を保存しないでください。

#### (8) 「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の入力（記載）

---

「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」（以下「送信票」という。）の添付書類名欄に「光ディスク等（申告書添付書類）」、「光ディスク等（申告書第1表の付表3）」などを入力（記載）し、当該送信票の写しを書面で光ディスク等とともに提出してください。

#### (9) 光ディスク等の再提出

---

光ディスク等で提出した添付書類に誤りがある場合又は提出漏れとなっている添付書類がある場合は、e-Taxによる追加送信機能を使って提出いただけますようお願いいたします。

○ e-Tax ホームページ掲載場所 (第1階層)



The banner features the e-Tax logo on the left. Navigation links include 'サイトマップ', 'よくある質問(Q & A)', 'お問い合わせ', '文字サイズ', '標準', '大', and 'ログイン'. Below these are '個人の方', '法人の方', '電子納税', 'お知らせ', '利用可能時間', and '各ソフト・コーナー'. The main content area has a green background with images of a laptop and a smartphone. Text includes 'パソコンからでも!', 'スマートフォンからでも!', '自動計算でらくらく申告書作成!', and '確定申告書等の作成はこちらから!'. On the right, a box titled 'e-Taxの利用可能時間 (令和4年1月4日~4月15日)' lists '24時間' availability and a link '詳しくはこちら'.

**重要なお知らせ**

令和4年3月22日 3月14日から発生したe-Taxの接続障害への対応等 (令和4年3月22日更新)

**新型コロナウイルス感染症関連情報**

国税庁ホームページ 特集: 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

利用者別に探す

個人の方

法人の方

税理士及び  
税理士法人等の方

ソフトウェア  
開発業者の方

目的から探す

こちらをクリックしてください。

ボックスの確認

電子納税

よくある質問

令和3年分  
確定申告特集  
確定申告書等の作成はこちら

利用可能手続

お問い合わせ





## 利用可能手続一覧

- 申告手続
- 申請・届出手続
- その他国税関係手続
- イメージデータにより提出可能な添付書類

### 申告手続

所得税確定申告等	相続税申告	贈与税申告	法人税確定申告等
消費税確定申告等	復興特別法人税申告等	酒税納税申告	間接諸税申告

#### 所得税確定申告等

令和3年分 (HTML形式) / PDF形式 PDF

過去の年分はこちら

##### イメージデータにより提出可能な添付書類

[所得税確定申告等](#) PDF

#### 利用可能ソフト・コーナー



PCの場合

[確定申告書等作成コーナー](#)  
[e-Taxソフト](#)



タブレット・スマホの場合

[確定申告書等作成コーナー](#)

#### 相続税申告

詳細はこちら

##### イメージデータにより提出可能な添付書類

[相続税申告](#) PDF

[相続税申告等のe-Tax提出方法一覧](#) PDF

#### 利用可能ソフト・コーナー



PCの場合

[e-Taxソフト](#)

こちらに掲載しております。

[e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充 \(概要\)](#) PDF

[e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項](#)



**相続税申告書の  
代理送信等に関するQ&A**

令和4年3月

国税庁資産課税課

## 目 次

1	対象年分（令和3年10月1日更新）	1
2	修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否（令和3年10月1日更新）	1
3	申告書の提出先	1
4	e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等	2
5	e-Taxに対応していない申告書の提出方法（令和3年10月1日更新・追加）	5
6	各帳票の単独送信の可否（令和3年10月1日更新）	6
7	財産取得者が法人の場合	6
8	開始届出書の提出先	7
9	利用者識別番号の取得	7
10	申告書の作成方法	9
11	申告書の送信	10
12	受信通知（令和3年10月1日更新）	12
13	イメージデータ送信の対象となる添付書類（令和3年10月1日更新）	12
14	イメージデータの送信方式	13
15	イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量（令和3年10月1日更新）	13
16	光ディスク等による添付書類の提出（令和4年3月31日追加）	14
17	添付書類の提出省略	15
18	マイナンバーの記載等（令和3年10月1日更新）	15

## 《対象年分》（令和3年10月1日更新）

問1 相続税の申告書のe-Taxによる提出（送信）は、何年分の申告から対象となりますか。

### 【答】

相続税の申告書は、令和元年分の申告（2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した人の申告）からe-Taxの対象となります。

なお、相続税の申告書は、令和元年10月1日（火）から、e-Taxによる提出（送信）が可能となっています。

## 《修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否》（令和3年10月1日更新）

問2 相続税の修正申告書をe-Taxにより提出（送信）することはできますか。

### 【答】

相続税の修正申告書は、問1と同様に令和元年分の申告（2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した人の申告）からe-Taxの対象となります。

なお、相続税の修正申告書は、令和3年1月4日（月）から、e-Taxによる提出（送信）が可能となっています。

## 《申告書の提出先》

問3 相続税の申告書の提出（送信）は、どの税務署に行うのですか。

### 【答】

相続税の申告書の提出（送信）先は、書面で提出する場合と同様に、被相続人の死亡の時の住所地を管轄する税務署となります。

## 《e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等》

問4 e-Taxにより提出（送信）可能な相続税の申告書には、どのようなものがありますか。

【答】

e-Taxにより提出（送信）可能な相続税の申告書は、以下のとおりです。

### ○ 手続帳票一覧①（令和4年3月現在）

手続	帳 票 名	
相 続 税 申 告	第1表	相続税の申告書
	第1表(続)	相続税の申告書(続)
	第1表の付表2	還付される税額の受取場所
	第2表	相続税の総額の計算書
	第4表	相続税額の加算金額の計算書
	第4表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第5表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第7表	相次相続控除額の計算書
	第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第9表	生命保険金などの明細書
	第10表	退職手当金などの明細書
	第11表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第11・11の2表の付表1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
	第11・11の2表の付表1(続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)
	第11・11の2表の付表1(別表1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)
	第11・11の2表の付表1(別表1の2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1の2)
	第13表	債務及び葬式費用の明細書
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書	
第15表	相続財産の種類別価額表	
第15表(続)	相続財産の種類別価額表(続)	

手続	帳 票 名	
相 続 税 修 正 申 告	第1表	相続税の修正申告書
	第1表(続)	相続税の修正申告書(続)
	第1表の付表2	還付される税額の受取場所
	第2表	相続税の総額の計算書
	第4表	相続税額の加算金額の計算書
	第4表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第5表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第5表の付表	配偶者の税額軽減額の計算書(付表)
	第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第7表	相次相続控除額の計算書
	第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第9表	生命保険金などの明細書
	第10表	退職手当金などの明細書
	第11表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第11・11の2表の付表1(修正申告用)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細
	第11・11の2表の付表1(別表1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)
第11・11の2表の付表1(別表1の2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1の2)	
第13表	債務及び葬式費用の明細書	
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書	
第15表(修正申告用)	相続財産の種類別価額表	

(参考1)

相続税の申告書とともに提出(送信)が可能な手続帳票は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧②(令和4年3月現在)

手続	帳 票 名
相続税申告	相続税の申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面

手続	帳 票 名
相続税修正申告	相続税の修正申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面

(参考2)

e-Tax で提出(送信)が可能な相続税の申請・届出等の手続帳票として、「相続税の更正の請求書」、「納税管理人届出書」及び「納税管理人解任届出書」があります。

## 《e-Tax に対応していない申告書の提出方法》（令和3年10月1日更新）

問5-1 納税猶予等の特例の適用を受ける場合など、e-Tax に対応していない申告書（申告書第3表や第8の8表など）の提出が必要なときは、電子申告をすることができますか。

### 【答】

e-Tax に対応していない申告書（申告書第3表や第8の8表など）の提出が必要な場合であっても、電子申告を行うことは可能です。

この場合、e-Tax に対応していない申告書は、申告・申請等データの送信時にイメージデータ（PDF形式）にして、他の添付書類とともに送信することが可能です（問14参照）。ただし、申告書第1表の付表1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」を除きます（問5-2参照）。

なお、イメージデータ（PDF形式）で提出（送信）が可能な申告書様式の詳細については、e-Tax ホームページを御確認ください。

（注）イメージデータ（PDF形式）で提出（送信）する申告書は、添付書類の先頭にして送信いただきますよう、御協力をお願いします。

### （掲載場所）

ホーム > 税理士及び税理士法人等の方 > 添付書類のイメージデータによる提出について > 対象となる添付書類 > イメージデータにより提出可能な添付書類

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku08.pdf>

### （参考）

「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」は、以下のとおり e-Tax のメッセージボックス内に格納されている受信通知からダウンロードすることができます。

※ メッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、原則として電子証明書が必要になります。

**メール詳細**

送信されたデータを受け付けました。  
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

**申告等内容**

提出先	仙台北税務署
利用者識別番号	XXXXXXXXXX
氏名又は名称	国税 次部
受付番号	XXXXXXXXXX
受付日時	XXXXXXXXXX
種目	相続税
相続開始年月日	平成31年04月01日
被相続人の氏名	国税 太郎
申告納税額	500,000円
申告期限までに納付すべき税額	500,000円
還付される税額	—
備考	HUBH275I:ダイレクト納付、A T Mやインターネット/コンビニ等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。  
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

**送付書**

添付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印刷の上、送付書とともに添付書類をご送付ください。

**納付区分番号通知**

ダイレクト納付、A T Mやインターネット/コンビニ等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、以下のボタンより「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

**電子申請等証明書交付請求**

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。  
交付日付は申告データを提出した日付となります。  
なお、「送信された申請等データの内容」ボタンからは、申告等内容の「ダウンロード (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用についてアンケートを実施しています。  
よろしければご協力ください。 [アンケートのページへ](#)

[ページの先頭へ](#)

**閉じる**



**(令和3年10月1日追加)**

問5-2 相続税の申告書第1表の付表1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」の提出が必要なときは、電子申告をすることはできないのですか。

**【答】**

相続税の申告書第1表の付表1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」の様式は e-Tax に対応しておらず、また、納税義務を承継した者の利用者識別番号を入力することができないため、電子申告を行うことはできません。

このため、納税義務を承継した者に係る申告については、別途書面で提出していただくこととなります。

(注) 申告書第1表の付表1は、イメージデータ (PDF 形式) で提出しないようお願いいたします。

**《各帳票の単独送信の可否》(令和3年10月1日更新)**

問6 申告書等 (XML形式) の一部に送信漏れがあったため、再度送信したいのですが、送信漏れの申告書等を単独で送信することはできますか。

**【答】**

送信漏れとなった申告書 (XML形式) の一部を単独で送信することはできません。

申告書の一部について送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

なお、税務代理権限証書については、単独で送信することができます。

一方、税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する添付書面については、単独で送信することはできませんので、当該書面が送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

(注) e-Tax に対応していない申告書 (PDF 形式) は、問14《イメージデータの送信方式》と同様の取扱いとなります。

**《財産取得者が法人の場合》**

問7 財産取得者が一般社団法人等の場合、e-Tax により申告を行うことができますか。

**【答】**

財産取得者が一般社団法人等の場合や、人格のない社団又は財団 (相続税法第66条第1項) の場合においても、e-Tax により申告を行うことができます。

## 《開始届出書の提出先》

問8 新たに e-Tax を利用するために必要な「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出は、どの税務署に行うのですか。

### 【答】

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、財産取得者の住所地を管轄する税務署に提出してください。

なお、財産取得者が所得税について事業所等の所在地を納税地としている場合には、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、事業所等の所在地（所得税の納税地）を管轄する税務署に提出してください。

### （参考）

即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」を以下の方法でオンライン提出してください。

- ① 国税庁が提供する「e-Tax の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から作成・送信

送信が完了すると、送信者である税理士等の端末（パソコン）に「利用者識別番号等の通知」画面が表示されます。

なお、「利用者識別番号等の通知」は、関与先の納税者のメッセージボックスには格納されますが、税理士等のメッセージボックスには格納されません。

- ② 国税庁が提供する e-Tax ソフト又は国税庁の仕様公開に基づいて作成された会計ソフトで作成・送信

送信が完了すると、「利用者識別番号等の通知」が、税理士等及び関与先の納税者のメッセージボックスに格納されます。

## 《利用者識別番号の取得》

問9 所得税や贈与税などの申告を e-Tax により行うために、既に利用者識別番号を取得している場合、相続税申告の e-Tax のために、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要がありますか。

### 【答】

既に利用者識別番号を取得している方については、その利用者識別番号を用いて相続税の申告を e-Tax により行うことができますので、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要はありません。

なお、誤って利用者識別番号を複数（二重に）取得してしまった場合は、最後に取得した利用者識別番号が有効となり、古い利用者識別番号に係るメッセージボックスが確認できなくなりますので、御注意ください。

### （参考）

利用者識別番号を誤って二重に取得すると、これまでに e-Tax により申告等を行った内容がメッセージボックスから確認できなくなるため、利用者識別番

号の取得の有無などを十分確認する必要があります。

なお、利用者識別番号が分からない場合は、①過去に電子申告を行った申告書等の控えや税務署からの郵送物など、②確定申告書等作成コーナーの保存データ (. data) がある場合はデータを読み込み、その入力内容、③e-Tax ソフトを利用している場合はメッセージボックスの確認を行った際に表示される「受付システムログイン用暗証番号入力」画面などから、利用者識別番号を確認することができます。

(利用者識別番号を確認することができない場合)

利用者識別番号を確認することができない場合は、変更等届出書を管轄の税務署に提出してください。

利用者識別番号がある場合は、既に取得している利用者識別番号と仮の暗証番号が税務署から納税者本人に郵送されます。

利用者識別番号がない場合は、その旨を税務署から電話によりお伝えしますので、即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」をオンラインで提出してください(問8の【答】のとおり)。

## 《申告書の作成方法》

問 10-1 申告書はどのようにして作成・送信するのですか。

### 【答】

e-Tax ソフト<sup>\*1</sup>又は民間の税務会計ソフトにより相続税の申告書を作成・送信してください。

なお、e-Tax ソフト (WEB 版)<sup>\*2</sup>及び確定申告書等作成コーナーでは、相続税の申告書を作成することはできません。

※1 e-Tax ソフトは、e-Tax ホームページからダウンロードできます。

なお、e-Tax ソフトは、確定申告書等作成コーナーのように、画面の案内に従って金額等を入力することにより税額等が自動計算されるものではなく、利用者自身が計算した金額等を直接入力するソフトです。

2 e-Tax ソフト (WEB 版) は、e-Tax ソフトの基本的な機能をインターネットを経由して Web ブラウザ上で使用できるように提供しているシステムです。

### (参考)

e-Tax ソフト及び e-Tax ソフト (WEB 版) は、民間の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ (拡張子が「. xtx」のもの) を組み込み、署名・送信することができます。

問 10-2 e-Tax ソフト等における I T 部<sup>\*1</sup>に入力する納税者は、誰 (相続人代表、申告書第 1 表の財産取得者の 1 人目など) を入力すればよいですか。

### 【答】

I T 部については、特定の納税者を入力する仕様ではありません (税理士が財産取得者である場合を除きます。<sup>\*2</sup>)。そのため、税理士等が複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、I T 部にはその財産取得者のうち、任意の 1 名を選択し、入力してください。

なお、「相続税の申告書等送信票 (兼送付書)」の住所、氏名及び利用者識別番号の欄には、I T 部に入力した財産取得者の情報が表示されます。

※1 I T 部とは、e-Tax の各帳票で共通的に記入する納税者等に関する情報及び申告・申請に関する情報です。各帳票個別部分の該当する情報は、I T 部に入力した情報を参照しています。

2 財産取得者である税理士が、他の財産取得者の申告もまとめて提出 (送信) する場合は、I T 部 (財産取得者に関する項目) には他の財産取得者の情報を入力してください (I T 部 (財産取得者に関する項目) に税理士の情報を入力した場合、他の財産取得者の申告等データはエラーとなります。)

## 《申告書の送信》

問 11-1 書面における申告と同様に、相続税申告の e-Tax においても複数の財産取得者の申告をまとめて連署により行うことができますか。

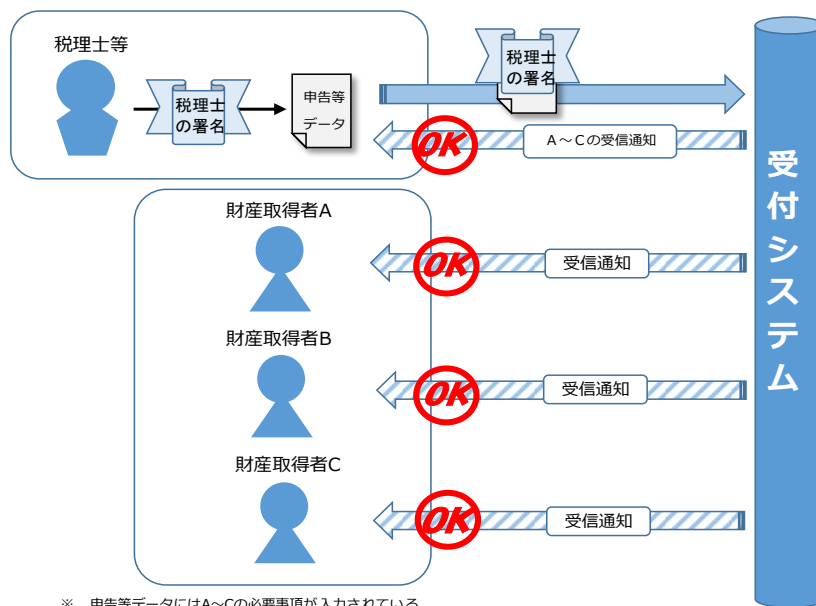
### 【答】

税理士等が代理送信を行う場合は、1回の送信につき最大9名分までの財産取得者の申告をまとめて行うことができます。

なお、財産取得者が9名を超える場合、2回目以降の送信で残りの財産取得者を入力することにより、申告書を提出（送信）することができます。

また、税理士等が①税理士情報を入力し、②電子署名を付して代理送信することで納税者本人の電子署名を省略して申告書を提出（送信）することができます。

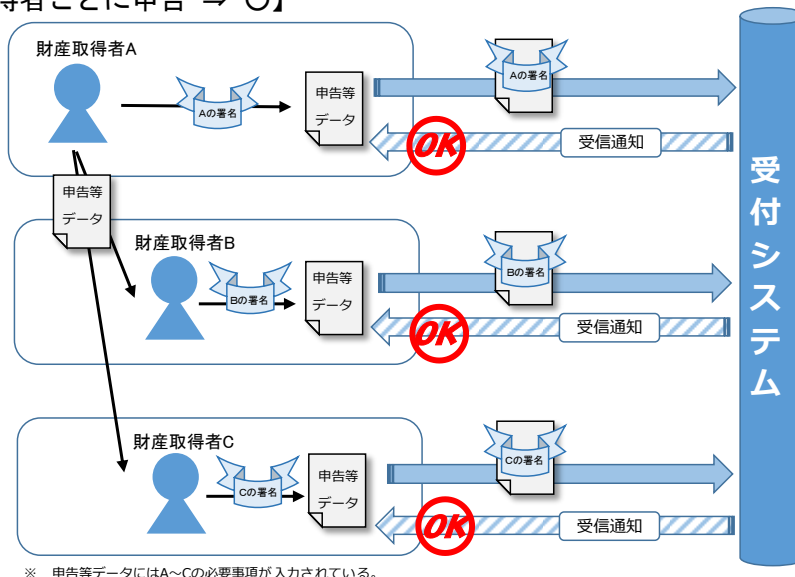
### 【税理士等による代理送信】



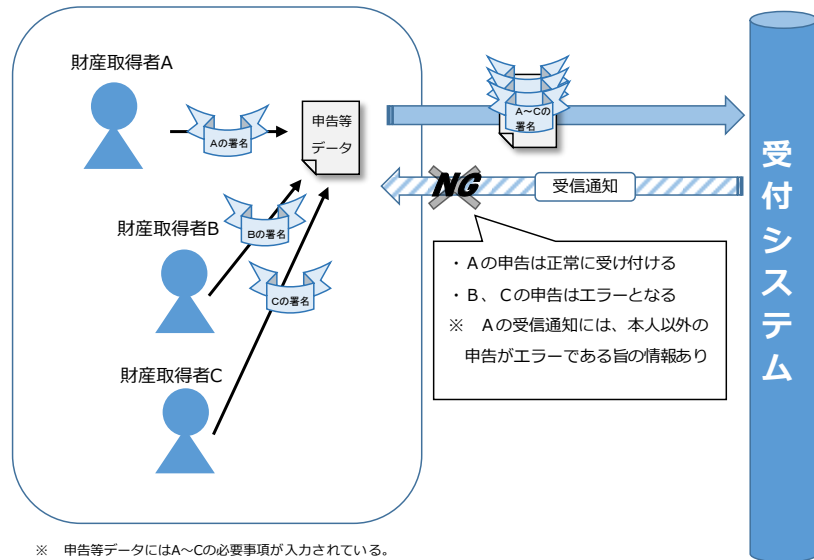
### (参考)

納税者本人が送信を行う場合は、本人以外の財産取得者の申告をまとめて行うことはできませんので、財産取得者ごとに申告書を提出(送信)します。

### 【財産取得者ごとに申告 ⇒ ○】



【他の財産取得者と共同して申告 ⇒ ×】



問 11-2 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、その送信する申告等データに住所・氏名や金額等が入力されている全ての財産取得者が相続税の申告書を提出したことになりますか。

【答】

申告等データについては、住所・氏名や金額等の相続税の申告に必要な事項に加え、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある財産取得者のデータを有効なものとして受け付けることとなります（利用者識別番号の入力がない財産取得者については、メッセージボックスに受信通知が格納されません。）。

したがって、複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合であっても、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりません。

(注) 税務代理権限のない財産取得者に係る利用者識別番号については、入力しないよう御注意ください。

## 《受信通知》（令和3年10月1日更新）

問12 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合、受信通知はどのようにメッセージボックスに格納されますか。

### 【答】

正常に申告等データを受信した場合は、税理士等及び全ての財産取得者（利用者識別番号の入力がある財産取得者に限ります。）のメッセージボックスに正常に受信した旨の受信通知が格納されますので、代理送信した全ての財産取得者の受信通知が届いていることを必ず確認してください。

なお、正常に申告等データを受信できていない場合は、エラー内容を示した受信通知等が税理士等のメッセージボックスにのみ格納されますので、エラー内容を確認の上、正しい申告等データを再度送信してください。

※ 税理士等のメッセージボックスには、申告等データを送信した財産取得者の人数分の受信通知（受付番号は全て同じです。）が格納されます（3名の財産取得者の申告等データを送信した場合は、3件の受信通知が格納されず。）。

## 《イメージデータ送信の対象となる添付書類》（令和3年10月1日更新）

問13 相続税の申告書の添付書類をイメージデータにより提出（送信）することができますか。

### 【答】

戸籍の謄本などの法定添付書類のほか、提出をお願いしている書類についてもイメージデータにより提出（送信）することができます。

詳細については、e-Tax ホームページを御確認ください。

（掲載場所）

ホーム > 税理士及び税理士法人等の方 > 添付書類のイメージデータによる提出について > 対象となる添付書類 > イメージデータにより提出可能な添付書類  
<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku08.pdf>

- （注）1 添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、イメージデータにより提出（送信）することができます。
- 2 イメージデータによる提出（送信）に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いいたします。



## 《イメージデータの送信方式》

問 14 添付書類のイメージデータ送信については、どのような送信方法がありますか。

### 【答】

申告等データの送信時に、当該データとイメージデータを同時に送信する方式（同時送信方式）と申告等データの送信後に受信通知から追加で送信する方式（追加送信方式）があります。

追加送信方式は、申告等データの受信通知の格納後1年間に限り、同一の受付番号に対して10回まで送信可能で、同時送信方式と併用することで合計11回送信することができます（※）。

※ 複数の財産取得者の申告等データを送信した場合において、各財産取得者の受付番号は同一であるため、イメージデータを送信できる回数は、同時送信方式と追加送信方式の併用により合計11回となります。

なお、「添付書類送付書」の利用者識別番号及び氏名の欄には、選択した受信通知に係る財産取得者の利用者識別番号及び氏名が表示されます。

## 《イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量》（令和3年10月1日更新）

問 15 添付書類のイメージデータ送信について、送信可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

### 【答】

イメージデータによる送信が可能なファイル数及びデータ容量は以下のとおりです。

なお、イメージデータによる提出（送信）に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いいたします。

項目	1送信当りの上限	追加送信方式を併用（最大11回）
ファイル数	136ファイル	最大1,496ファイル
データ容量	PDFファイル合計で8.0MB	PDFファイル合計で最大88.0MB

## 《光ディスク等による添付書類の提出》(令和4年3月31日追加)

問 16-1 添付書類を光ディスク等で提出することはできますか。

### 【答】

令和4年4月1日以後に相続税申告書をe-Taxにより提出(送信)する場合、イメージデータにした添付書類については、光ディスク又は磁気ディスク(光ディスク等)にまとめて保存し、提出することができます。

なお、光ディスク等により添付書類を提出する際には、「受付番号等情報.CSV」の作成やラベル面への所定項目の記載などが必要になりますので、詳細について、e-Tax ホームページを御確認ください。

おって、提出の際には、「相続税の申告書等送信票(兼送付書)」を出力の上、併せて提出いただきますようお願いいたします。

掲 載 情 報	掲 載 場 所
e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充(概要)	ホーム > 利用可能手続一覧 > 相続税申告 > e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充(概要) <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/attached_document.pdf">https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/attached_document.pdf</a>
e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項	ホーム > 利用可能手続一覧 > 相続税申告 > e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項 <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/hikaridisc_souzoku.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/hikaridisc_souzoku.htm</a>

問 16-2 光ディスク等に保存可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

### 【答】

光ディスク等に保存可能なファイル数及びデータ容量は、1枚当たり1,000ファイルまで、1ファイル当たり50.0MBまでです。

## 《添付書類の提出省略》

問 17 相続税の申告を e-Tax により行う場合には、所得税の確定申告を行う場合の「生命保険料控除の証明書」や「寄附金控除の証明書」のように、添付書類について提出を省略できるものはありますか。

【答】

相続税の申告を e-Tax により行う場合には、添付書類について提出を省略できるものはありません。

## 《マイナンバーの記載等》（令和 3 年 10 月 1 日更新）

問 18 相続税の申告を e-Tax により行う場合、書面による申告の場合と同様に、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）は必要ですか。

【答】

相続税の申告を e-Tax により行う場合においても、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）が必要になりますが、以下の表のとおりマイナンバー制度に係る添付書類を省略でき、財産取得者の利用者識別番号のみで申告できます（利用者識別番号の暗証番号や電子証明書（マイナンバーカード等）も不要です。）。

本人確認書類等	提出方法	e-Tax	(参考) 書面提出
① 税務代理権限証書の添付		必要 (送信された税務代理権限証書データにより確認)	必要
② 税理士証票の写しの添付		必要なし (税理士の電子証明書により確認)	必要
③ 関与先の番号確認書類の添付		必要なし (税務署のシステムにより確認)	必要

※ 税理士等が代理で申告する場合は、税務署において、①代理権の確認、②代理人の身元確認及び③本人の番号確認を行います。